



★★今月の特集★★

1. 定時決定とは
2. 報酬月額算定方法
3. 保険者算定
4. 新型コロナによる影響

1. 定時決定とは

健康保険や厚生年金保険の被保険者が実際に受ける報酬と、すでに決められている標準報酬月額とが、大きくかけ離れないよう、毎年1回被保険者の報酬月額を届け出て、標準報酬月額を決定します。これを定時決定といい、その届出を「被保険者報酬月額算定基礎届」といいます。

本年度は7月10日(金)までに届出しなければなりません。

対象となる人・ならない人は下記の通りです。

<対象となる人>

- ① 5月31日までに資格取得し、7月1日現在で在籍中の人
- ② 7月1日以降に退職する人
- ③ 育児・介護等で休職もしくは欠勤中の人

<対象とならない人>

- ① 6月1日以降に資格取得した人
- ② 6月30日以前に退職した人
- ③ 7~9月の月額変更の対象者

※算定と月額変更では月額変更が優先されます。

2. 報酬月額算定方法

定時決定では毎年4月・5月・6月の各月に実際に支払われた報酬が対象となります。

いわゆる月給者の場合、支払基礎日数が17日以上の月が対象となります。

パートタイム労働者は支払基礎日数が17日以上の月が無い場合は15日以上の月が対象となります。短時間労働者は支払基礎日数が11日以上ある月が対象となります。

上記のように被保険者の勤務形態により算定方法が異なります。

報酬とは標準報酬月額の算定のもととなるもので、労働の対価として受けるものをいいます。

<報酬となるもの>

基本給・諸手当(通勤手当・残業手当等)・年4回以上の賞与等

<報酬とならないもの>

事業主が恩恵的に支給したもの・慶弔見舞金・年3回までの賞与等

※支給名称にかかわらず、恩恵的なものか、臨時的なものかで判断されます。

3. 保険者算定

一般的な方法によって報酬月額が算定できない場合や、算定結果が著しく不当になる場合は、特別な算定方法により報酬月額を決定します。これを保険者算定といいます。

業種または職種の性質により、毎年、4月~6月の報酬が他の月の報酬に比べ著しく変動する場合、前年7月~当年6月の平均報酬額から算定される標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じ、この差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合には、前年7月~当年6月の月平均報酬額から9月以降に受けるであろう額を算定することが可能となります。

この適用を受ける場合は「事業主の申立書」と「被保険者の同意」の提出が必要となります。



4. 新型コロナによる影響

新型コロナウイルス対策等で一時帰休となり、低額な休業手当が支払われた場合の標準報酬月額の決定・改定方法は「7月1日時点での一時帰休の状況」で判断します。

<7月1日で一時帰休が解消していない場合>

4・5・6月のうち一時帰休による休業手当等が支払われた月と、通常の給与を受けた月とを合わせて報酬月額を算出します。

<7月1日で一時帰休が解消している場合>

4・5・6月のうち休業手当等を含まない月を対象とします。4・5・6月の3ヶ月とも休業手当等が支払われた場合は従前の額で決定します。

※定時決定における一時帰休の解消とは、7月に実際に支払われる給与に休業手当等が含まれておらず、8月以降も通常の給与支払いが見込まれる場合に「解消」となります。



皆さま「ソーシャル・ジェットラグ」という言葉をご存じでしょうか。ジェットラグとは時差ボケという意味ですのでソーシャル・ジェットラグは「社会的時差ボケ」という意味になります。

「社会的時差ボケ」は仕事などがある平日の睡眠と休日の睡眠との時間差から発生する「社会的な時間と体内時計の不一致で生じるカラダの不調」を提唱した新しい概念です。

例えば「平日は24時に入眠し6時に起床、休日は午前2時に入眠し10時に起床する」場合、中央値「平日:午前3時、休日:午前6時」になります。この中央値の差「3時間」が「社会的時差ボケ」です。この差が大きくなるほど肥満やうつ病のリスクが高くなります。

社会的時差ボケを予防するためには、1.規則正しい生活、2.適度な運動、3.入浴して深部体温をあげる、4.太陽光で体内時計を整えるなどが効果的です。

在宅勤務等でいつもとは違う生活リズムになっていると感じている方は、これを機にご自身の生活リズムを見直してみたいかでしょうか。



【発行元】SATO社会保険労務士法人 東京オフィス

〒170-0005

東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階

TEL: (03) 6831-3310

